

<Focus2>

ドイツにおける介護休業法制をめぐる新たな展開

JILPT研究員 山本陽大
JILPT臨時研究協力員 藤井直子

【解説】

本稿は、ドイツにおける新たな介護休業法制を定める「家族、介護および職業のより良い調和のための法律」案（Entwurf eines Gesetzes zur besseren Vereinbarkeit von Familie, Pflege und Beruf）を、資料として紹介するものである。

我が国と同様、ドイツにおいても高齢化社会の進展を背景に、高齢者介護への対応が重要な政策課題となっている。とりわけ、ドイツにおける特徴は、社会法典第一編が定める介護保険制度上、在宅介護が施設介護よりも優先的に位置付けられているため、介護の主たる担い手が往々にして要介護者の近親者となる点にあるといえよう。そして、このような在宅介護優先原則のもと、介護者が就労している場合における仕事と介護の両立を目的として、連邦政府はこれまでに介護休業法制を整備してきた。

現行のドイツ介護休業法制は、大きくは二つの法律から成っている。一つは、二〇〇八年七月に施行された「介護時間法（Pflegezeitgesetz）」である。同法によればまず、i)短期での介護のため、全ての就業者は、最長一〇日間の休業を取得することができる。ii)そして更に、就業者が従業員数一六人以上の事業所において就労している場合には、長期介護のために、最長六カ月間の休業もしくは部分休業（介護時間）を取得することができることとなっている。

もう一つは、二〇一二年一月施行の

「家族介護時間法

（Familienpflegezeitgesetz）」である。

同法が定める家族介護時間制度によれば、近親者の介護を行う就業者は、最長で二四カ月間、労働時間を短縮しパートタイム労働に従事することができる（ただし、短縮後の労働時間は、原則週一五時間を下回ることができない）。また、その間の減収については、一定の緩和策が採られており、家族介護時間の期間中、就業者が使用者から受ける労働報酬は、家族介護時間開始前の労働報酬とその期間中の本来の労働報酬の差額の二分の一を積み増した額が支払われることとなる。また、かかる積増支給分の支払いのために、使用者は連邦家庭・市民社会任務庁（BAFzA）から、無利子の貸付を受けることができることとなっている。

かくしてドイツにおいては、介護時間法および家族介護時間法により、いわば重層的な介護休業法制が整備されてきたといえる。しかし、同時に幾つかの問題点も指摘されてきた。この点につき、まず介護時間法についていえば、上記i)およびii)いずれの休業の場合であっても、その取得期間中の所得保障に関しては法律上の規定がなく、休業部分については無給とならざるを得ないため、取得の抑制につながっているとの指摘がある。

他方、家族介護時間法に対しては、そもそも家族介護時間制度の実施には、労使合意が行われることが前提となっており、就業者が一方的な権利行使として利用できるものではないため、その実効性に欠けるとの批判がある。また、家族介護時間を利用した就業者は、

それが終了した後においては、家族介護時間開始前の労働時間に戻るものの、労働報酬については引き続き家族介護時間中におけるのと同額で就労することにより、家族介護時間中に積増支給された分を返済しなければならぬ。そうすると、表が示すとおり、例えば家族介護時間を利用して労働時間を五〇%短縮した場合には、家族介護時間中とその後の期間を合わせると、最大四八カ月にわたり二五%もの減収となるため、制度の利用者が、ある程度高所得の就業者に限定されてしまうとの懸念も示されてきた。

このような議論状況のなか、本稿で紹介する「家族、介護および職業のより良い調和のための法律」案は、介護時間法および家族介護時間法を一部改正するものとなっている。主なポイントは、次の通りである。

① まず、家族介護時間の利用に対する就業者の請求権が規定された。これにより、就業者は、従来のように労使合意に基づくのではなく、一方的な権利行使として、家族介護時間を利用できることとなる。

② また、家族介護時間中の労働報酬の積増支給分については、就業者自身がBAFzAから直接、貸付を受けることができることとなっている。それゆえ、就業者は、家族介護時間終了後は、使用者に対してではなく、BAFzAに対して貸付の返済義務を負う。また、一定の場合に返済の猶予もしくは免除を認める「危機条項」も同時に規定されている。

③ ②に伴い、従来は、家族介護時間終了後に積増支給分の返済が行われ

ないリスクに備え、就業者には家族介護保険への加入が義務付けられていたが、本法案によれば、就業者はもはや使用者に対しては返済義務を負わないため、かかる家族介護保険加入義務の制度は廃止されることになる。

④ 介護時間と家族介護時間が統合され、合計して二四カ月を超えることができない旨が規定されている。従来は、双方を合わせると合計三〇カ月が上限であったから、この点は、就業者に不利な改正といえる。

⑤ もっとも、かかる家族介護時間との統合により、就業者は介護時間(上記ii)の期間中もBAFEGから貸付を受けることができることとなったため、介護時間についても一定の所得保障が図られることとなる。更に、介護時間法が定める短期介護休業(上記i)の期間中についても、介護保険制度(介護金庫)から介護支援手当が支払われることで、所得保障が図られることとなっている。

このようにみると、本法案は、全体としては、現行介護休業法制の問題点を克服する内容と評価されてよい。もっとも、本法案に対しては、すでに労使団体それぞれの立場から意見表明や批判も提示されている。その点では、本法案により、ドイツ介護休業法制をめぐめる議論に決着が付くわけではないであろうし、むしろ今後更に深まることと予想されよう。

ただいづれにせよ、本法案が現政権による介護休業法制改革の一里塚としての意義を有することには疑いはない。

本稿が、我が国におけるドイツ介護休業法制の理解と研究の一助となれば幸いである。

表 家族介護時間制度を利用して労働時間を50%短縮する場合

	家族介護時間の開始前	家族介護時間の期間中	介護終了後期間中
週労働時間	40時間 【100%】	20時間 【50%】	40時間 【100%】
月収	3,000ユーロ 【100%】	2,250ユーロ 【75%】	2,250ユーロ 【75%】

出典：齋藤純子「ドイツにおける介護休業制度の拡充」外国の立法 252号(2012年) 192頁

〔付記〕

なお本稿は、労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施している「育児・介護と男女の働き方に関する研究」プロジェクトの成果の一部である。

【資料】

「家族、介護および職業のより良い調和のための法律」草案

第一章 家族介護時間法の改正

二〇一一年二月六日の家族介護時間法(BGB, I. S. 二五六四)を、次の通り改正する。

1. 2条を、次の通りとする。

2条 家族介護時間

(1) 就業者は、介護を必要とする近親者を居宅の環境において介護する場合、最長で二四カ月につき(上限期間)、労働給付の一部を免除される(家族介護時間)。家族介護時間の間、短縮される労働時間は、週一五時間以上でなければならない。異なる週労働時間、または異なる週労働時間の配分は、一年を上限とする期間を平均して、週労働時間一五時間を下回ることができない(最低労働時間)。1文が定める請求権は、常時一五人以下の就業者を雇用する使用者に対しては、生じない。

(2) 介護時間および家族介護時間は、一要介護近親者につき、合計して二四カ月を超えることができない(合計期間)。

(3) 介護時間法5条から8条までを、準用する。

(4) 職業訓練期間は、家族介護時間には算入されない。

(5) 就業者は、未成年の要介護近親者を看護する場合、最長で二四カ月に

つき、労働給付の一部を免除される。1項2文から4文まで、および2項から4項までを準用する。就業者は、その裁量により、かかる請求権を家族介護時間の請求権に代えて、行使することができる。

2. 2条の後ろに、次の2a条を挿入する。

2a条 家族介護時間の権利行使

(1) 2条が定める家族介護時間の権利を行使しようとする者は、使用者に対し、希望する開始時点から遅くとも八週間前に書面により予告し、かつ同時に、2条2項が定める合計期間の範囲内において労働給付の免除を利用しようとする期間および範囲につき、意思表示を行わなければならない。この場合、希望する労働時間の配分についても定めなければならない。就業者が介護時間法3条が定める介護時間を利用しようとしているのか、それとも家族介護時間を利用しようとしているのか、予告からは一義的に明らかではない場合であつて、かつ双方の労働免除請求権の要件を充足している場合には、介護時間の予告の意思表示とみなす。介護時間法3条1項または5項に基づく労働免除後に、同一の要介護近親者の介護または看護のために、家族介護時間を利用しようとする者は、家族介護時間と介護時間法3条1項または5項に基づく労働免除を、連続させなければならない。この場合、就業者は可能な限り早期に、家族介護時間を利用するか否かにつき、意

思表示を行うものとする。1文とは異なり、予告は遅くとも、家族介護時間の開始より三カ月前に、行われなければならない。家族介護時間後に、介護時間法3条1項または5項に基づく労働免除を利用しようとする者は、介護時間法3条1項または5項に基づく労働免除を、家族介護時間に連続させて利用し、かつ使用者に対し、遅くとも、介護時間法3条1項または5項に基づく労働免除の開始より八週間前に書面により、予告を行わなければならない。

(2) 使用者および就業者は、労働時間の短縮および配分に関して、書面による合意を行う。この場合、緊急の事業上の事由に反する場合を除き、使用者は就業者の希望に応じなければならない。

(3) 家族介護時間を短期間利用した場合には、使用者の同意により、2条2項が定める合計期間まで、これを延長することができる。予定されていた介護者の交代が、重大な事由により行われなかった場合には、合計期間を上限とする延長を求めることができる。

(4) 就業者は、介護金庫(Pflegekasse)または疾病保険の医療サービス機関の証明書により、近親者の要介護性を証明しなければならない。かかる証明は、民間介護保険の要介護性にかかる確認によっても、行うことができる。

(5) 近親者が要介護状態を脱した場合、または近親者の居宅内での介護が不可能もしくは期待不能となった場合、かかる状態が生じた後四週間をもつ

て、家族介護時間は終了する。この場合、使用者に対して、遅滞無く通知を行わなければならない。このほか、家族介護時間の早期の終了は、使用者が同意した場合にのみ、可能である。

(6) 1項から5項までは、2条5項に基づく労働給付の免除に対し、準用する。

3. 3条から10条までを、次の通りとする。

3条 介護のための労働給付免除の助成

(1) 本法2条または介護時間法3条に基づく労働免除期間につき、連邦家庭・市民社会任務庁(BAfzA)は、2項から5項の基準に従い、就業者に対し、申請に基づき、毎月の分割で支払われる無利子の貸付(Darlehen)を行う。かかる請求権は、本法2条1項1文から3文または介護時間法3条1項1文、5項1文もしくは6項1文が定める要件を充たす、労働給付からの免除に関するすべての合意に対しても、適用する。

(2) 毎月の貸付金額は、1項に基づく労働免除の期間の前の毎月の総手取賃金と、期間中におけるそれとの差額の半額とする。

(3) 1項に基づく労働免除前の毎月の総手取賃金とは、各暦年において適用される総手取賃金に関する法規命令(Verordnung)に従い、操業短縮手当の基準となる賃金であって、現物給付を除き、労働免除開始前の直近一二暦月の所定の月労働総賃金

(端数切上げ)の平均に最も近い、二〇で割ることが可能なユーロ額をいう。労働免除期間中の毎月の総手取賃金とは、各暦年において適用される総手取賃金に関する法規命令に従い、操業短縮手当の基準となる賃金であって、合意された労働免除期間中の平均的な毎月の時間数と一労働時間当たりの平均的賃金との積(端数切上げ)に最も近い、二〇で割ることができるユーロ額をいう。

一労働時間当たりの平均的賃金とは、労働免除開始前における、現物給付を除く、直近一二暦月の所定労働総賃金の合計を、労働免除開始前における直近一二暦月の労働契約上の時間数の合計により除したものをいう。労働免除の開始前に継続していた雇用関係が一二暦月に満たない場合には、算定の基礎となる期間をそれに応じて短縮する。一労働時間当たりの平均的賃金の算定に当たっては、

母性保護期間、介護時間法2条に基づく短期の労働障害(Arbeitsverhinderung)、介護時間法3条に基づく労働免除、ならびに社会法典第四編7b条が定める価値積立(Wertguthaben)への労働賃金の積立ておよび払戻しは、考慮しないものとする。

(4) 介護時間法3条に基づく労働免除の場合、毎月の貸付金額は、平均的労働時間をもとに、週一五時間での家族介護時間の期間中に貸付を受けることができる額を上限とする。

(5) 2項とは異なり、就業者はより少ない貸付金額を利用することもできる。この場合、毎月の貸付金額は五

〇ユーロ以上でなければならない。

(6) 貸付は、2項で定める額、介護時間の場合には4項で定める額において、貧困に対する社会給付(bedürftigkeitsabhängigen Sozialleistungen)の受給に優先して利用され、就業者により申請されなければならない。

4条 使用者の協力義務

使用者は、BAfzAに対し、助成を申請した就業者の稼得による所得または週労働時間の証明に必要な限りにおいて、3条1項による労働免除前の就業者の労働範囲ならびに労働賃金について、証明を行わなければならない。家内労働における就業者およびそれと同等の地位にある者については、注文主(Auftraggeber)または仲介者(Zwischenmeister)を、使用者とする。

5条 助成の終了

(1) 助成は、3条1項に基づく労働免除の終了により、終了する。また、就業者が2条に基づく労働免除の期間中、週労働時間の下限を、法律上または集団協定上の規定に基づいて下回った場合にも、助成は終了する。操業短縮または就業禁止を理由に最低労働時間を下回った場合には、助成は影響を受けない。

(2) 貸付を受ける者は、BAfzAに対し、3条1項による請求権に就いて重要な関係の各変更につき、遅滞無く、通知しなければならない。特に、居宅内での近親者の介護の終了、本法2条5項または介護時間法3条5項による看護の終了、介護時間法3

条6項に基づく労働免除の終了、3条1項に基づく労働免除の早期の終了、ならびに2条に基づく労働免除期間中の週労働時間の下限を、1項2文に列挙したのとは異なる事由により下回った場合が、これに該当する。

6条 貸付の返済

(1) 3条1項による労働免除に関して、貸付を受けた者は、3条1項による労働免除の開始後四ヵ月以内に、貸付を返済する義務を負う。返済は、可能な限り一定に毎月の分割により、9条が定める通知 (Bescheid) において定められた毎月の金額を、遅くとも当該月の最終銀行営業日までに行う。返済に当たっては、3条に基づき貸付を受けた者に給付されたすべての貸付金額を貸付とみなす。

(2) 返済は、3条による労働免除の助成が終了した月より、開始する。BAFZAは、貸付を受けた者の申請に基づき、返済の開始時点を遅らせることができる。ただし、2条および3条に基づく請求権に関するその他の要件が引き続き存在する場合には、返済の時点は遅くとも助成の開始後二五ヵ月以内で定められなければならない。貸付を受けた者が返済期間中、3条1項に基づく労働免除を受けた場合は、BAFZAは、就業者の申請に基づき、毎月の返済額を労働給付の免除の終了まで延期する。

7条 危機条項 (Härefallregelung)

(1) BAFZAは、特別の危機を回避するため、貸付を受けた者に対し、

申請に基づき、利息を生じさせることなく、貸付の返済を猶予する。特に、社会法典第三編および第五編に基づく賃金代替給付 (Entgeltersatzleistungen) の受給、社会法典第二編に基づく生計確保のための給付、および社会法典第一二編第三章および第四章に基づく給付または一八〇日を超える中断のない就業不能を、特別の危機とみなす。また、特別の危機は、貸付を受けた者が、無過失による財産的負担を理由として、一時的に重大な支払困難に陥った場合、または貸付を受けた者が、貸付の返済により、かかる困難に陥ることが事前に予期される場合にも、認められる。

(2) 本法2条または介護時間法3条1項もしくは5項に基づく労働免除の合計期間を超えて、同一の近親者の要介護状態、居宅の環境における就業者による介護、および労働給付からの免除が継続する期間については、履行期に達した返済額は、申請に基づき、その四分の一が免除され(部分的貸付免除)、かつ1項3文が定める特別の危機が存在する限りにおいて、残返済債務は、申請に基づき、かかる期間につき、利息を生じさせることなく、居宅内介護が終了するまで、返済が延期される。

(3) 次に該当する場合は、返済債務は、履行期に達していない限りにおいて、消滅する。

1 貸付を受けた者が、社会法典第一二編第三章および第四章に基づく給付、または社会法典第二編に基づく生計確保のための給付を、

労働免除の終了後、少なくとも二年間受給している場合

2 貸付を受けた者が死亡した場合
 (4) 本法において異なる定めが置かれていない限りにおいて、和解の締結ならびに請求権の延期および免除は、連邦財政法58条および59条に従う。

8条 助成の申請

(1) BAFZAは、3条に基づく貸付および6条に基づくその返済に関しては、書面による申請に基づき、決定を行う。

(2) 申請は、請求権の要件が具備された後三ヵ月以内に行われた場合には、請求権の要件を具備した時点で効力を生ずる。その他の場合には、申請が行われた月の開始により、効力を生ずる。

(3) 申請には、次の内容を記載しなければならない。

- 1 貸付を申請した就業者の氏名および住所
- 2 要介護者の氏名、住所および近親関係
- 3 要介護性の証明書、または介護時間法3条6項の場合においてはそこで列挙する、近親者の疾病に関する医師の診断書
- 4 3条1項に基づく労働免除の期間、ならびに3条1項に基づく労働免除より以前における利用の有無にかかる通知
- 5 申請する貸付の金額、期間および時期

(4) 申請には、次の書類を添付しなければならない。
 1 3条1項に基づく労働免除開始

前の直近二ヵ月の労働契約上の週労働時間に関する記載を含む、賃金証明書

2 介護時間法3条に基づく労働の全部免除の場合には、労働免除に関する使用者の証明書、および労働の一部免除の場合には、これに関係する使用者および就業者間で

9条 貸付通知および支払方法

(1) 8条1項に基づく通知には、次の内容を記載しなければならない。

- 1 貸付の金額
- 2 毎月の貸付金額、ならびに貸付金額の給付期間
- 3 返済の金額および期間
- 4 最初の返済の履行期

申請人が、申請を行う前に存在する3条1項に基づく労働免除につき貸付を認められていた場合には、1文3号および4号に基づく金額の算定に当たり、従前の貸付と現在認められる貸付を、一の貸付として取り扱う。

(2) 貸付金額は、給付の開始時に、合計助成期間に対する毎月の固定額を、定める。

(3) 貸付金額は、請求権の要件が具備されている各暦月の開始時に、現金によらない方法により支払う。毎月の助成金額に端数が生じた場合には、〇・四九ユーロ以下の端数は切り下げ、〇・五〇ユーロ以上の端数は切り上げる。

10条 その他の場合における申請および証明

(1) BAFZAは、7条の場合においても、貸付を受ける者の氏名および住所を記載した書面による申請に基づき、決定を行う。

(2) 7条の要件につき、以下の事項を証明しなければならない。

1 1項の場合においては、そこで列挙された要件の疎明 (Glaubhaftmachung) (特に、個人的な経済状況に関する説明 (Darlegung)、または就業不能の場合においては、貸付を受けた者の就業不能証明書の提出) による。

2 2項の場合においては、近親者の要介護性の継続および労働給付の免除の継続に関する証明書の提出、ならびにそこで列挙された要件の疎明 (特に、個人的な経済状況に関する説明) による。

3 3項の場合においては、貸付を受けた者の給付証明書の提出、または相続人による死亡証明書 (Sterbekunde) の提出による。

(3) 7条2項に基づく部分的貸付免除に関する申請は、本法2条または介護時間法3条1項もしくは5項に基づく労働免除の開始後遅くとも四八カ月までに行われなければならない。

4. 11条および12条を廃止する。

5. 13条を11条とし、12条の内容を8条および10条の文言に変更する。

6. 14条を12条とし、1項を次の通りとする。

(1) 次の各号に該当する者は、それが故意または過失によるものである場合、秩序違反とする。

1 4条1項に反して、そこで列挙された証明書を提出しなかった者、不正確な証明書を提出した者、不完全な証明書を提出した者、証明書を適時に提出しなかった者

2 5条2項に反して、通知を行わなかった者、不正確な通知を行った者、不完全な通知を行った者、通知を適時に行わなかった者

3 8条3項4号に反して、通知を行わなかった者、不正確な通知を行った者、不完全な通知を行った者、通知を適時に行わなかった者

7. 15条を13条とし、内容を次の通りとする。

13条 資金の調達
本法の施行に必要な費用は、連邦が負担する。

8. 次の14条および15条を、挿入する。

14条 諮問委員会 (Beirat)
連邦家族・高齢者・女性・青少年省 (BMFSFJ) に、介護と職業の調和に関する独立諮問委員会を設置する。

(2) 諮問委員会は、介護と職業の調和に関する法規制の変更に伴う問題に取り組み、その効果について審議を行う。BMFSFJは、諮問委員会に対し、審議における主題の設定を事前に提示することができる。

(3) 諮問委員会は、BMFSFJに対し、四年ごとに(最初は二〇一九年六月一日に)報告書を提出し、これに関して勧告 (Handlungsempfehlungen) を行うことができる。

(4) 諮問委員会は、BMFSFJと連邦労働社会省および連邦保健省との合意により任命される二人の委員により構成される。代理は認められる。議長および議長代理は、BMFSFJにより任命される。諮問委員会は、専門の関係利益団体からの代表者六名、および労働組合、使用者団体、福祉団体および高齢者組織からの代表者各二名、ならびに社会保険および民間介護保険からの代表者各一名により、構成される。更に、介護と職業との調和に関する研究を重点的に行う研究者二名、ならびに青少年および家族に関する連邦政府大臣および州政府大臣の会議体、労働および社会に関する連邦政府大臣および州政府大臣の会議体、ならびに地方自治体の上部団体からの代表者各一名が、諮問委員会に参加する。諮問委員会の議席配分は、男女同権的に行われなければならない。

(5) 諮問委員会委員および代理人の任期は、五年とし、一回に限り、更に五年まで延長することができる。委員またはその代理人が任期満了前に離職した場合、残任期間についてののみ、後任者を任命する。

(6) 諮問委員会委員は、その職務を名誉職として行う。諮問委員会委員は、必要経費の弁済請求権を有する。

(7) 諮問委員会は、BMFSFJにより定められた議事規則 (Geschäftsordnung) に基づき、活動を行う。

15条 移行規定
二〇一一年二月六日の家族介護時間法の規定は、3条1項および12条1項1文が定める貸付の承認のための要件が二〇一四年一月三十一日まで具備されている場合には、継続して適用する。

第二章 介護時間法の改正

二〇〇八年三月二十八日の介護時間法 (BGBI. I S. 八七四、八九六) を、次の通り改正する。

1. 2条3項に、次の規定を挿入する。
介護支援手当の支払いに関する就業者の請求権は、社会法典第一編44a条3項に従う。

2. 3条を、次の通り改正する。
a) 表題における「介護時間」の文言の後ろに、および、その他の労働免除の文言を挿入する。

b) 3項に、次の規定を挿入する。
就業者が介護時間を利用しようとしているのか、それとも家族介護時間法2条が定める家族介護時間を利用しようとしているのか、予告からは一義的に明らかではない場合であって、かつ双方の労働免除請求権の要件を充足している場合には、介護時間の予告の意思表示とみなす。

就業者が、介護時間後に、同一の要介護近親者の介護または看護のために、家族介護時間または家族介護時間法2条5項に基づく労働免除を利用する場合には、家族介護時間または家族介護時間法2条5項に基づく労働免除を、介護時間と連続させな

ければならない。この場合、就業者は可能な限り早期に、家族介護時間または家族介護時間法2条5項に基づく労働免除を利用するか否かにつき、意思表示を行うものとする。1文とは異なり、予告は遅くとも、家族介護時間の開始より三カ月前に、行われなければならない。介護時間を、家族介護時間または家族介護時間法2条5項に基づく労働免除後に利用する場合には、介護時間を家族介護時間または家族介護時間法2条5項に基づく労働免除に連続させて利用し、かつ1文とは異なり、使用者に対し、遅くとも介護時間の開始より八週間前に、書面により予告を行わなければならない。

c) 次の5項から7項を、挿入する。

(5) 就業者は、未成年の要介護近親者を看護する場合、労働給付を完全に、または部分的に免除される。1項2文および2項から4項までを準用する。就業者は、その裁量により、かかる請求権を、1項に基づき、介護時間の請求権に代えて、行使することができる。

(6) 就業者は、進行中であつてかなり進んだ段階に至つており、治癒が不可能であつて姑息的医療措置が必要であり、余命が数週間または数カ月であることが予期される疾病に罹患している近親者への付き添いのために、労働給付を完全に、または部分的に免除される。就業者は、使用者に対し、医師の証明書により、これを証明しなければならぬ。1項2文、3項1文および2文、および4項を準用

する。社会法典第五編45条は影響を受けぬ。

(7) 助成の請求権は、家族介護時間法3条、4条、5条1項1文および2項、ならびに6条から10条までを準用する。

3. 4条を、次の通り改正する。

a) 表題における「介護時間」の文言を、利用へ変更する。

b) 1項3文の後ろに、以下の規定を挿入する。

介護時間および家族介護時間法2条に基づく家族介護時間は、一要介護近親者につき、合計して二四カ月を超えることができない。

c) 次の三項を挿入する。

(3) 3条5項に基づく看護については、1項および2項を準用する。3条6項に基づく労働免除は、一近親者につき、三カ月の上限期間を適用する。3条6号に基づく労働免除については、1項2文、3文および5文、ならびに2項を準用する。介護時間または3条5項に基づく労働免除、もしくは家族介護時間または家族介護時間法2条5項に基づく労働免除の場合には、一近親者につき、労働免除は合計して二四カ月を超えることができない。

4. 5条1項における「介護時間」の文言を、労働免除へ変更する。

5. 6条1項1文および3項1文における「介護時間」の文言を、労働免除へ変更する。

6. 7条3項を、次の通り改正する。

a) 1号は、「義理の両親」の文言の後ろへ、「継親 (Stiefeltern)」を挿入する。

b) 2号は、「婚姻類似」の文言の後ろへ、「または、生活パートナー関係類似」の文言を挿入し、「兄弟姉妹」の文言の後ろへ、「義兄弟および義姉妹」を挿入する。

(中略)

第四章 発効

本法は、二〇一五年一月一日に発効する。



プロフィール

山本 陽大 (やまもと・ようた)

JILPT 研究員 (労働法専攻)

二〇〇九年三月同志社大学大学院法学研究科博士前期課程修了後、同大学院博士後期課程を経て、二〇一二年四月より現職。最近の主な著作に、「解雇規制をめぐる法理論」季刊労働法二四五号 (二〇一四年) 一八八頁、『資料シリーズ・No.145 多様な正社員に関する解雇判例の分析』(労働政策研究・研修機構二〇一四年) (共著)、「産業別労働協約システムの国際比較・ドイツ・フランスの現状と日本の検討課題」日本労働研究雑誌六五二号 (二〇一四年) 七四頁等がある。

藤井 直子 (ふじい・なおこ)

JILPT 臨時研究協力員 (労働法専攻)

早稲田大学大学院法学研究科博士前期課程修了後、現在、同大学院博士後期課程。最近の主な著作に、「夜間待機時間は最低賃金法上の労働時間に該当するか」労働法律旬報一七九八号 (二〇一三年) 四四頁、「イギリス全国最低賃金法における『賃金』の範囲をめぐる判例動向」季刊労働法二四四号 (二〇一四年) 一七二頁、「子の保育の『予期せぬ中断』を理由としたタイム・オフ取得の可否」労働法律旬報一八二八号 (二〇一四年) 二六頁がある。